

# 南部町職員の給与等の状況

南部町職員の平成16年度の給与状況等をお知らせします。町職員の給与等は、国や県に準じた町の条例によって定められています。さらに詳しい状況は南部町のホームページで公表していますのでご確認ください。

## 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H17年3月末現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 15年度人件費率
平成16年度	12,179人	7,580,553千円	171,806千円	1,437,010千円	19.0%	旧西伯町 20.0% 旧会見町 24.4%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

## 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成17年度	170人	653,698千円	72,254千円	260,989千円	986,941千円	5,806千円

(注) 職員手当には、共済費・退職手当は含みません。

## ラスパイレス指数（平成17年4月1日現在）

南部町	鳥取県市町村平均
93.3	96.9

ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

## 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成17年4月1日現在） (2) 職員の初任給の状況（平成17年4月1日現在）

区分	南部町		国	
	一般行政職	技能労務職	一般行政職	技能労務職
平均給料月額	327,300円	325,700円	329,728円	285,008円
平均年齢	42.5歳	50.8歳	40.3歳	48.1歳

(注) 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

区分	南部町	国	
	初任給	初任給	
一般行政職	大学卒	160,200円	170,700円
	短大卒	148,500円	148,500円
	高校卒	138,800円	138,800円
技能労務職	高校卒	134,400円	- 円

## 年齢別職員構成の状況（一般行政職）（平成17年4月1日現在）

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	1人	8人	13人	16人	10人	5人	9人	21人	19人	6人	0人	108人

## 職員の手当の状況

(1) 期末・勤勉手当

南部町		
1人当たり平均支給年額（16年度）		
1,495,010円		
（17年度支給割合）		
	期末手当	勤勉手当
6月期	1.4月分	0.7月分
12月期	1.6月分	0.75月分
計	3.0月分	1.45月分
（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置あり		

(2) 管理職手当

町長部局	総務課長	給料月額10/100
	総務課長以外の課長	給料月額9/100
	出納室長・地籍調査室長	給料月額9/100
	園長・保健対策室長 上下水道室長・参事 主査	給料月額8/100
	課長補佐・室長補佐 園長補佐	給料月額7/100
議会事務局	局長	給料月額9/100
	次長	給料月額9/100
教育委員会事務局	公民館長・所長・図書館長・次長補佐・主査	給料月額8/100
農業委員会事務局	局長	給料月額9/100

**特別職の報酬等の状況**（平成17年4月1日現在）

区分		給 与 費	期 末 手 当	
給 料	町長	790,000円（711,000円）	6月期 1.6月分 12月期 1.7月分 計 3.3月分	
	助役	632,000円（568,800円）		
	病院事業管理者	592,500円（533,250円）		
	教育長	592,500円（533,250円）		
報 酬	議長	304,000円	加算 20%	
	副議長	226,000円		
	常任委員会委員長	218,000円		
	議会運営委員会委員長	218,000円		
	議員	212,000円		

（注）町長、助役、病院事業管理者及び教育長の給料月額、平成20年10月24日までの間は（ ）の月額を支給します。

## 部落から町政に対する要望

### 下阿賀区からの要望書（平成17年10月17日）

下水道事業の負担金の件に端を発して、当区民には町当局に対して不信感が生じています。今後このような自体を招くことのないよう下記事項を要望します。

今回の町当局に対する当区民の不信感は、担当者が説明責任を果たせないことに起因します。それを解決するには町政の不透明さを解消する必要があります。当区民が不信感を抱くような「闇」の中の弊害を断ち切り、町民参加の制度を作ることが必要です。

「町民が町政をコントロール」できる仕組み作りの第一歩として4点を要望します。

- ①情報公開の徹底  
役所が情報を独占してはならない。情報を詳しく公開する。
- ②説明責任を果たす  
「なるほど」と納得できるような説明をする。
- ③本会議前の全員協議会の公開  
現在全員協議会が非公開の為、議会と執行部とのやりとりが全くみえない。「根回し、口利」を総てやめてオープンにする。
- ④議会がチェック機能を果たす  
現在の議会は全くチェック機能を果たしていない。採決だけの役割である。本会議での採決の状況を詳しく（賛成・反対等）「議会だより」に掲載して欲しい。

### これに対する町の回答（11月25日）

- ①情報公開の徹底について  
住民参加のまちづくりには、町民のみなさまの町政への参加が必要不可欠であり、そのためには町政に関する情報が公開されることは当然のことであると認識しています。南部町では「南部町情報公開条例」によりまして、町民の知る権利と町の説明責任を条例という「法」で約束しております。本年度から図書館で予算、例規集などの閲覧ができるようにし、10月からはホームページでも条例の閲覧を可能としました。もちろんこれまでどおり役場での情報公開は積極的に進める方針に変わりはございませんので、ご利用いただきますようお願いいたします。
- ②説明責任を果たすことについて  
地方分権は自分たちの町のことは自分たちで決め、そして責任も自分たちで持つというものですから、行政は主権者である町民のみなさまにきちんと説明する責任があると考えます。その上で、町民のみなさまも地域課題や町の政策に積極的に参加いただくことが求められていると考えます。行政としましてもこれまで以上にみなさまと膝を交え、説明責任を果たす所存であります。

今回、下阿賀区より要望事項の掲載を望まれ、町も情報公開の一つの手段と考えましたので町報でみなさまにお知らせします。

町では回答書にもありますように、進んで情報公開を行っています。知りたい情報がありましたら請求していただきますようお願いいたします。あわせて、広報・ホームページなどでも随時情報は提供していきます。

また、気軽に町民のみなさまのご意見を届けてもらう方法として、両庁舎に「町民の意見箱」を設置したり、ホームページに問い合わせコーナーをもうけていますのでご利用ください。平成18年度には、出前説明会として直接各集落に出かけていくことを考えており、事業内容の説明、政策に対する意見交換などを行っていき考えていますのでそちらもご利用ください。

南部町発足当初から「顔の見える町政」を心がけています。町民のみなさまから行政に対して不信感を招くことがないように、より一層透明性の高い、信頼を得る行政運営を行ってまいりますのでよろしくお願いたします。